



令和5年度第2回評議員会
議事録

令和6年1月11日（木）



公益財団法人武蔵野市福祉公社

令和5年度 第2回 公益財団法人武蔵野市福祉公社評議員会

1. 開催日 令和6年1月11日(木) 午後6時00分から午後7時30分まで

2. 会場 本部1階会議室
Web会議システムZoomを使用しオンラインを併用

3. 評議員の現在数 6名(定足数 4名)

4. 出席者

会議室	評議員(議長)	秋山 真弘
	監事	大久保 実
	評議員	竹内 啓博
	評議員	日名子 英男
Web	評議員	鈴木 省悟
	評議員	江幡 五郎
	監事	安田 大(午後6時08分入室)

5. 欠席者 評議員 谷口 勝哉

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

- 日程第1 議事録署名人の選出
- 日程第2 議案第8号 令和5年補正予算(第1回)について
- 日程第3 報告事項1 令和5年度第2回理事会にて決議された内容について
- 日程第4 報告事項2 権利擁護新事業の検討について
- 日程第5 報告事項3 新社屋進捗状況について

8. 議事録作成者 理事長 森安 東光

9. 議事録署名人	議長（評議員会会長）	秋山 真弘
	評議員	江幡 五郎
	評議員	鈴木 省悟

10. 議事の経過及び結果

鈴木省悟評議員、江幡五郎評議員、安田大監事（18時08分入室）は本議場にはいないが、web会議システムを用いて、出席者とは互いに音声及び映像が即時に伝わり、適時的確に意見表明ができることを確認した。

評議員会開会に先立ち、本日から出席となる日名子英男評議員から挨拶があった。

森安東光理事長から、挨拶と次のとおり現状報告があった。

新年早々の開催にもかかわらず、評議員会にご出席いただき、お礼申し上げます。新たに就任いただいた日名子評議員は今回からの出席となる。よろしくお願ひしたい。

元日に能登半島地震が発生した。亡くなった方のご冥福を祈るとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

福祉公社では、現地からの要請に応えオムツや衛生用品、非常食、水など、職員が自主的に持ち寄り、2回に分けて支援物資を現地に送った。これからもできる限りの支援を行ってまいります。

本日は、人材育成基金規程を制定したことに伴う、補正予算についての議案1件をご審議いただく。

また、昨年12月19日の第2回理事会で決議された5件の内容について報告する。

その内訳は、個人情報取扱規程の制定に伴うもので関連する3件、短時間勤務制度導入に伴う就業規則の一部改正、そして給料表の改訂に伴う給与規程の一部改正である。

さらに、「つながりサポート事業」の見直しによる権利擁護課の新規事業と、新社屋の建築について基本設計がほぼまとまってきたので、そのことについても報告する。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたしたい。

秋山議長から、傍聴希望はなく、本日の出席者について、出席評議員4名（会議室1名 Web会議システム3名）、定数6名で定款第20条の規定による「特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数4名」を満たしており、本評議員会は有効に成立している旨の報告が

あり、議事の審議に移った。

日程第1 議事録署名人の選出

本評議員会の議事録署名人に秋山真弘議長の他、江幡五郎評議員、鈴木省悟評議員の2名を選任し、他の評議員から異議なく、両氏もこれを承諾した。

日程第2 議案第8号 令和5年補正予算（第1回）について

伊藤事務局長は、公益財団法人武蔵野市福祉公社人材育成基金規程を制定したことから、同基金の予算を計上することについて承認を求めるものである、と提案理由を述べた。

新谷総務課長から、詳細について次のとおり説明がなされた。

7月に人材育成基金規程を制定した後、用途を定めない寄付が800万円ほどあったことから、予算の補正を計上するものである。収入として、寄付金収入を800万円増額の補正を計上した。投資活動収入に、老後福祉基金と人材育成基金に400万円ずつ積立の増額の補正を計上した。人材育成基金の取り崩しは計上せず、令和6年度から活用していきたいと考えている。

説明は以上で、議案第8号に関連して、評議員及び監事から質疑意見はなかった。

採決の結果、原案のとおり、全会一致で承認された。

日程第3 報告事項1 令和5年度第2回理事会にて決議された内容について

伊藤事務局長から次のとおり報告がなされた。

「公益財団法人武蔵野市福祉公社個人情報取扱規程の制定について」は、個人情報の保護に関する法律改正に伴い、武蔵野市から武蔵野市財援団体個人情報取扱規程（案）が示されたことから、個人情報保護規程（平成14年3月27日規程第1号）を廃止し、個人情報取扱規程を制定することについて決議したものである。

「公益財団法人武蔵野市福祉公社特定個人情報の取り扱いに関する規程の一部を改正する規程について」と、「公益財団法人武蔵野市福祉公社寄付金等取扱規程の一部を改正する規程について」は、「公益財団法人武蔵野市福祉公社個人情報取扱規程制定」に伴う所要の改正について決議したものである。

「公益財団法人武蔵野市福祉公社職員就業規則の一部を改正する規則について」は、短時間

勤務制度導入のほか所要の改正について決議したものである。

「公益財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する規程について」は、給料表の改正を行うことについて決議したものである。

詳細については、新谷総務課長から次のとおり説明がなされた。

「公益財団法人武蔵野市福祉公社個人情報取扱規程の制定について」、第1章は、目的、定義等の総則について規定している。公社に保護管理者を置き、個人データが適正に取り扱われるよう、監督を行うこととしている。第2章では、個人情報の取り扱いとして、利用目的の特定、不適正な利用の禁止、適正な取得、データ内容の正確性の確保等を規定している。個人情報を取り扱うには、利用目的を特定しなければならず、違法または不当な行為を助長、誘発するおそれがある方法により、利用してはならない、不正な手段で個人情報を取得してはならない、個人データは正確かつ最新にしておくこと、必要がなくなったら消去することと規定している。第3章では、安全管理措置として、組織的安全措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を規定している。第1節組織的安全管理措置では、取り扱い状況の記録、確認、漏洩等事案に対する措置について規定し、規定に沿った運用となっているか確認のための記録の整備、漏洩等の事故があった際の措置について定めている。第2節人的安全管理措置では、教育・研修、従業者等の監督について規定し、定期的な研修の実施や個人データ取扱者に対する監督をし、安全管理を図るよう定めている。第3節物理的安全管理措置では、個人データを取り扱う区域の管理、機器および電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏洩等の防止、個人データが記録された機器、電子媒体等の廃棄について規定している。個人データを取り扱う情報システムを管理する区域を明確にし、権限や入退室の記録などの管理を行うこと、施錠できるキャビネットやワイヤーで固定するなどの措置を行うこと、個人データを持ち運ぶ際は、暗号化、パスワード保護、施錠できる容器の使用などを定めている。第4節技術的安全管理措置では、アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報システムの使用に伴う洩等の防止を規定し、個人データを取り扱うデータベース、情報システムを限定する、取り扱う職員の認証を厳格にする、ファイアウォールの設置、ウイルス対策ソフトの導入、データの暗号化などを定めている。第4章では、個人データの委託の取扱いとして、委託先における安全管理措置と委託先の監督について規定している。個人データに係る業務を委託する場合には、規定に定める安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、委託先を監督することを定めている。第5章では、個人データの第三者提供の制限について、第三者提供の制限と、提供に係る記録の作成等を規定している。本人の同意

を得ないで個人データを第三者に提供してはならないこと、法令に基づくなどで提供した場合は、必要な事項を記録することなどを定めている。第6章では、保有個人データの開示等の請求等及び苦情処理について、個人情報保護相談窓口の設置等、保有個人データに関する事項の公表、開示、訂正、利用停止等、開示等の請求等に応じる手続、手数料、苦情の処理等を規定している。保有個人データの開示、訂正、利用停止請求及びその他相談等に対応する窓口を総務に置き、公社における個人情報の取扱い等に係る相談等の受付及び事務を行うものとしている。本人より開示、訂正、利用停止等の請求があった場合の手続きと対応について定めるほか、苦情の受付窓口を置くこと、苦情があった場合は適切かつ迅速な解決に努めることを定めている。付則第2項にあるとおり、この規程を制定するにあたり、公益財団法人武蔵野市福祉公社個人情報保護規程を廃止する。

「公益財団法人武蔵野市福祉公社特定個人情報の取り扱いに関する規程の一部を改正する規程について」は、第1条目的において、個人情報保護規程の文言を個人情報取扱規程に改正するものである。第6条、操作状況の記録において、個人情報保護規程に規定する電子計算組織との文言があるが、今回制定する個人情報取扱規程には、同様の文言が規定されていないため、個人情報取扱規程にて使用している「情報システム」に改正した。

第24条個人情報保護規程の適用については、個人情報取扱規程に「審査申出」の条項がなく、個人情報の保護に関する法律及び、個人情報保護法ガイドラインにおいても記述がないことから、削除するものである。

「公益財団法人武蔵野市福祉公社寄附金等取扱規程の一部を改正する規程について」は、第8条、個人情報保護において、「公益財団法人武蔵野市福祉公社個人情報保護規程」の文言を記載していることから、「公益財団法人武蔵野市福祉公社個人情報取扱規程（令和6年1月1日規程第1号。）」に改正するものである。

「公益財団法人武蔵野市福祉公社職員就業規則の一部を改正する規則について」は、第17条で、勤務時間及び休憩時間について規定しており、第2項を追加し、職員が希望し、理事長が認めた場合、勤務時間を短縮することができる、と定め、さらに第3項を追加し、勤務時間短縮の対象者、手続き等必要な事項については、理事長が別に定めるとし、別添の短時間勤務制度の要綱を制定した。そのほかは、所要の改正である。

勤務時間制度の詳細については、次のとおりとする。

対象者は、専門職・一般職・再雇用職で、育児部分休業、介護部分休業している者と総合職は対象外とする。時間短縮は、1日のうち、30分から2時間の勤務時間の短縮、日数短縮は、

1週間の勤務日を3～4日とするものである。時間短縮は、出勤時刻もしくは退勤時刻のどちらかとする、1時間単位で給料減額（翌月反映）とする、勤務時間の変更不可とする。日数短縮は、月曜日から金曜日のうち、1日か2日、勤務を要しない日を定める、1時間単位で給料減額（翌月反映）とする、祝日に当たる場合は、休日（振替休日はなし）とする、勤務日数により、年次有給休暇と夏季特別休暇に変更ありとする。いずれも期末手当は減額なし、評価に影響なし、退職金にも影響なしとした。制度利用の申出は1回のみ（変更と終了はそれぞれ1回だけ）とし、来年度は、2月末までに希望を提出、面談の上、時短内容を決定、4月から適用したいと考えている。

「日程第4 議案第13号 公益財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する規程について」は、別表の給料表の改正であり、若年層を中心に、500円から7,900円、平均5,000円の増額となる、と説明がなされた。

報告は以上で、報告1に関して次の質疑応答がなされた。

江幡評議員 「公益財団法人武蔵野市福祉公社個人情報取扱規程の制定について」、本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない、と規定されているが、本人の同意を取る方法は。また、個人情報保護相談窓口の設置とあるが、どのような窓口を設置されるのか。また、本人が公表等を求めても、その措置を取らない場合は本人にその理由を説明するよう努めるとあるが、認めない場合があるのか。

新谷総務課長 第三者提供に関する同意については、契約時に「個人情報提供に関する同意書」をいただいている。窓口として看板を掲げているわけではないが、福祉公社の各部署に個人情報や情報セキュリティに関する相談があった場合は、総務課に連絡が来ることになっており、ホームページにはお問い合わせフォームを用意している。本人の要求どおりの措置をとらない場合の具体的な例を想定しているわけではないが、他の法に抵触する、他の人の個人情報が含まれるなど、今回の規程を制定するうえで必要な条項であると考えている。

江幡評議員 苦情に対する窓口と一本化するということでこのための窓口は作らないということよろしいか。

新谷総務課長 そのように理解していただいてよい。

竹内評議員 個人情報取扱規程について、第4章の個人データの委託の取扱いとあるが、現時点で個人データを委託先に提供する場合はあるのか。

新谷総務課長 社労士、税理士等にはもちろん提供しているが、事業を委託先で直接個人情報を取得しているケースがある。高齢者総合センターで実施している地域健康クラブは、地域のコミュニティセンターで体操を実施しているが、委託先に利用者の募集、抽選、連絡などの事務も委託していることから、直接個人情報を取得している。また、北町高齢者センターで実施している子育てひろばでも、委託先の事業者が来館者の管理をしていることから、個人情報を取得している。双方とも、公社と同等の個人情報保護を行うよう、内部調査、指導を行っている。

竹内評議員 提供先は比較的小さい事業者が多いかと推察される。規定に従ってしっかり指導監督していただきたい。

その他、評議員及び監事から質疑意見はなかった。

日程第4 報告事項2 権利擁護新事業の検討について

伊藤事務局長は、つながりサポート事業を見直し、新事業を検討したことから、報告すると述べた。

高橋権利擁護センター長から詳細について次のとおり説明がなされた。

昭和56年4月から、全国で初めて「有償在宅福祉サービス」を開始し、緊急対応を含んだ基本サービスと家事援助等の個別サービスを提供し、独居の高齢者を含むご利用者の安心を包括的に支援してきた。その後は平成27年から、「有償在宅福祉サービス」の料金体制やサービス内容を見直した「つながりサポート事業」を実施してきたが、開始8年が経過し、社会情勢の変化とともに、本事業の課題が表面化してきた。そのため、市民の皆様により良いサービスを将来に渡って安定的に提供できるよう、本事業を見直し、新事業の検討をしたことから、その内容について次のとおり報告する。

つながりサポート事業は、令和5年11月末までで、のべ152世帯、177名の方の支援を実施し、現在は74世帯84名（令和3年93名）が契約している。入院時の保証金や入院費の支払いを行うための入院入所支援サービス預託金を利用している方は64名（令和3年56名）、没後の葬儀や家財の整理を行う没後支援サービス預託金を利用している方は33名（令和3年27名）となり、利用料収入は6,223,000円（令和3年7,262,250円）で、サービス開始以降700万円代で推移している。

令和3年度の収支状況では、収入に対し、人件費は相談員2.2人、事務員0.1人、管理職

0.15人で13,886,169円となっており、現在の利用料収入だけでは採算が取れない状況となっている。

令和4年の高齢社会白書によれば、令和3年の65歳以上人口は、3,621万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は28.9%となっている。また、65歳以上の独居高齢者は増加傾向にあり、1980年には高齢者人口の15.5%だったが、2020年には37.1%と40年で2.4倍となり、今後も頼れる親族等がない高齢者が確実に増加することが予測される。頼れる親族等がない高齢者が増加する中で、入退院時の支援や死後事務を行う身元保証等について、今後それらのニーズに応えられるサービスの必要性が高まっている。実際に、入院時の債務保証、本人死亡後の諸手続きなど身元保証人に求められる様々な役割を代行するサービス（身元保証人代行サービス）が、自治体や民間事業者によって提供されるようになってきている。しかし、民間サービスは、法規制がないことから、提供事業者によってサービス内容、範囲、質が外部からわからないなどの課題がある。

つぎに、つながりサポート事業自体の課題については、まず利用要件があげられる。現在の利用要件は、「市内在住の概ね65歳以上」「身近に支援可能な親族が不在」「福祉公社と本人との契約が可能」「利用料の支払いや預託金を預けても経済的に日常生活に支障を来さない方」となっているが、親族不在の範囲が不明確であること及び資産要件に明確な指標がないことで、市民や関係者から利用の可否が分かりにくくなっている。そのため、それらについてより明確な基準を設ける必要がある。また、契約能力についての客観的根拠がないことや第三者の目が入らないことから、契約内容を公正証書などにすることで、契約時の契約能力の有無と契約が利用者の意思であることを客観的に証明する必要がある。

次に、利用目的について、つながりサポート事業利用者を対象に行ったアンケートで、利用目的の第1位が没後支援、第2位は入退院支援という結果が出ている。しかし、預託金を預かっていない、または、没後契約未締結の場合、現実的には支援が不可能となる。利用目的を果たせるためには、預託金の預かりによる入退院支援や没後契約を必須とするなど、支援内容を見直す必要がある。

次に、判断能力が低下した際の方針について、病気の悪化等で判断能力が不十分になった際の本人希望や支援方針について、現在の契約内容に示されていないことから、本人意思に基づいた支援が継続できなくなる恐れがある。そのため、契約書に判断能力が低下した際の本人希望について、盛り込む必要がある。

最後に利用料金について、現在のつながりサポート事業の基本サービスの利用料は月5,000

円で、有償在宅福祉サービス利用料 10,000 円よりも低額となっているが、緊急対応などのオプションサービスを利用する毎に利用料が発生することから、利用者にとって必ずしも利用しやすいサービスとは言い難い状況である。事業に必要な人材を確保し、将来にわたって質の良いサービスを提供できる持続可能な事業とするためには、収支のバランスがとれた料金設定にする必要がある。今までの実績から業務量を算出し必要な人員体制を試算した結果、利用者一人当たり月 20,000 円程度の利用料が必要となる。

具体的な事業内容について、まず名称は「入退院・没後サポート事業（仮）」のように、支援内容が明確な名称を検討している。対象者要件については、①武蔵野市在住の 75 歳以上の方（住民票、居住実態共に武蔵野市の方（※75 歳以上としたのはつながりサポート利用者の実態等による））とする。

②世帯状況は、つぎの i ii iii いずれかを満たす方とする。

i 独居の方、ii 世帯すべてが 75 歳以上で相互に入退院等の支援が困難な方、iii 同居家族が障害、認知症等で判断能力が低下している 75 歳以上の方

③身近に入退院時、没後に支援ができる親族がいない方とは、つぎの i ii どちらも満たす方とする。

i 直系親族がいない、もしくはいても支援が（高齢、疾病等の理由で）不可能と認められる方
ii 東京都内に 3 親等以内の親族がいない、もしくはいても支援が（高齢、疾病等の理由で）不可能と認められる方

④事業内容を理解でき、福祉公社との契約内容を公正証書にすることができる方

⑤預託金を預けることが可能で、利用料を支払っても生活に支障がない経済状況の方

利用要件の詳細は別途規定作成を検討している。

続いて、主な支援内容について、基本事項として、入退院支援預託金の利用を必須とし、契約内容を公正証書にする。死後事務委任契約のみの単独契約は不可とし、死後事務を実施する親族等がいない場合は、本契約を必須とする。3 か月に 1 度の定期訪問に加え、年間定期訪問以外の年間 24 回（24 時間）までの次に説明する①②③⑤の支援（訪問、面談、各種支援等）は利用料に含むものとする。

①入退院支援として、預託金をお預かりした上で、預託金による保証金、入院費用の支払い、入退院手続き、必要用品のお届け、医療に関する希望事項・治療に関する意思表示書の提示を行う。

②医療・福祉サービスとして、医療説明時の同席、介護保険サービスの契約や施設入所時の

契約立会、成年後見申立て支援（医師の診断書手配等）、入所希望施設の見学などの付き添いを行う。

③生活支援として、本人同行による銀行での手続き、訪問による書類等の確認、委任状による市役所等の手続を行う。

⑤没後に関する支援として、死後事務委任契約に関する支援、例えば、業者の見積立ち合い、菩提寺の確認等を行う。

そして、死後事務委任契約については基本契約同様、契約内容を公正証書にし、預託金の範囲内での火葬や納骨、家財の整理、医療費や施設利用料の支払い、行政機関への手続き等を行う。

続いて、利用料金及び預託金額について、基本契約である入退院支援については登録料28,000円（税別）で公正証書作成費が別途必要となる。月額利用料金は20,000円（税別）。年間規定時間（24時間）以外のオプションサービス利用は有料とし、1時間3500円（税別）としたい。入退院支援用の預託金額としては60万円～100万円を想定している。

死後事務委任契約については、基本契約とは別に契約締結を必要とする。死後事務委任契約の月額の利用料は発生せず、契約及び公正証書作成の為に訪問等支援については、基本契約の年間規定時間（24時間）の支援対象とする。没後の預託金額については葬儀や納骨の希望によって異なるが、概ね100万円程度を想定している。事務経費としては、15万円とし、逝去後に預託金から清算とする。

これからの時代、福祉公社だけで入退院時や没後の支援を必要とする全ての市民を支えていくことには限界があるが、市のリーダーシップの下、関係機関や地域住民、各種団体等多くの方々々と連携をすることで、これからも市民の皆様にご安心をお届けできるよう、また、信頼を得られるよう尽力してまいりたい。

報告は以上で、報告2に関して評議員及び監事から質疑意見はなかった。

日程第5 報告事項3 新社屋進捗状況について

伊藤事務局長から次のとおり報告された。

まず、新社屋建設工事・設計監理業務委託について、複数者によるプロポーザルを実施し、令和5年7月6日に株式会社国設計と契約締結をした。株式会社国設計は武蔵野市内でも武蔵境の公衆トイレや境こども園等、公共工事等の実績がある。契約内容は、基本設計・実施設計

および工事監理を一括委託とし、費用は4,980万円、市民社協と半額ずつの負担としている。

次に、新社屋のデザインイメージについて、新谷総務課長から、つぎのとおり説明がなされた。

1階部分は主に「市民社協」が活用するスペースとなる。2階部分には現在、サテライトオフィスで業務執行している「生活自立支援センター」を配置する。また、市民社協と共用する相談室や会議室を備える。3階部分は「福祉公社本部事務所」とする。そして地下1階は主に職員用スペースとする予定となっている。

新谷総務課長から、詳細について次のとおり説明がなされた。

既に報告したとおり、高さ制限、面積制限等により、地下1階地上3階となったことから、4フロアのレイアウト案について説明があった。縦横20mの真四角に近い建物となる。

1階については、社協の執務スペース、ボランティアセンター、市民交流の共有スペース、駐車場は車椅子専用2台として東側に設置予定としている。

2階は、生活自立支援センターに、相談室、研修室、間仕切りを開放すると大きなホールになる会議室を4つ、武蔵野の福祉を紹介する情報コーナー、ボランティア団体のメールボックス、ロッカー、印刷室などを設置予定している。

3階は、福祉公社の執務室で、現在レイアウトを検討中である。機器室は個人情報取扱規程でも規定しているが、個人情報を取扱う機器を厳重に格納していきたいと考えている。また、金庫室についても、現在4台の金庫で管理しているが、個々の金庫ではなく入退室の管理をすることで金庫や通帳、重要な書類の取り扱いを管理していきたいと考えている。そのほかの執務スペースについては、現在の職員がどうすれば働きやすくなるのか、職員に3日間の働き方調査を実施した。フリーアドレスとは違う ABW（アクティビティーベースドワーキング）という、業務に合った最適な場所で働くという考え方で、1人で集中して働くのか、複数で作業をするのか、打ち合わせをするのか、等どのように職員が働いているのかをまず見える化を行った。結果を簡単に説明すると、本部事務所勤務の職員は55名ほどいるが、3日間とも1割は休暇をとっており、出勤は50名ほどだった。そのうち、1日の中で一番多い時間帯でも30名ほどしか事務所にはいないことが分かった。55名分の執務スペースを確保しているが、最大で30名分しか使用していないということである。また、仕事内容については、1人の作業がほぼ20人であることがわかる。一人で集中して業務ができるブースがいくつかあると業務効率が上がるのでは、と推測ができる。2人以上での作業打ち合わせは、10人くらい。現在、相談室は2つしかないのももう少しあった方が働きやすいと考えられる。など、新社屋のレイア

ウトを考える上で参考にしていきたい。

地下については、職員の自転車置き場、更衣室、シャワー室、倉庫など、職員用のスペースとして考えている。

続いて、伊藤事務局長から財政計画・資金計画について、説明がなされた。新社屋建設費用総額は 961,700,000～1,011,500,000 円としているが、この数字は、あくまでも新社屋建設検討に入った当初のものである。昨今の建設資材の高騰や人件費の高騰等の影響を勘案していない。現段階で、必要費用総額を計算することはできないが、この数字以上のものになるであろうと予想している。建設費用総額の変動が見込まれるため、武蔵野市からの支援も非常に重要なものとなる。ちなみに福祉公社においては、「建て替え期間中の仮事務所での職務遂行であっても、市からの委託事業等を滞りなく進めていく」ということを前提に「引越に要する費用」と「仮事務所に関わる費用」についての支援をお願いしている。

最後に、今後のスケジュールについて、1月中に「新社屋基本設計」が仕上がる見通しとなっている。それを受け「新社屋建設検討委員会」を開催し、情報の共有を図り、引き続き「実施設計」に入っていくことになる。現在のところの進捗は順調であり、令和8年度当初よりの新社屋供用開始に変更はない。

今までの進捗の中で、仮事務所については当初、市からお借りする土地に仮設建物を建設する予定だったが、費用が掛かりすぎることから賃貸も併せて検討していくことになっている。短期間利用の仮事務所に多くの費用を費やすことはやめ、賃貸借物件を探すという方向に変更していく見通しである。物件については現在のところ、まだ決まっていない。

大まかには、令和5年度から6年度にかけて基本設計、実施設計を作成し、6年度半ばより、仮事務所にて通常業務を継続していく。

令和7年度いっぱいはいは工事期間で、令和8年度から新社屋の供用を開始してまいりたい。新社屋の建設に関しては、今後の進捗管理等についても、適宜理事会で報告するものとし、市民社協とともに、着実に新社屋建設を進めてまいる所存である。

報告は以上で、報告3に関して評議員及び監事から質疑意見はなかった。

本日の評議員会はweb会議システムを用いたが、終始支障はなく、以上をもって、議事の全部の審議を終了したので、秋山議長は令和5年度第2回評議員会の閉会を宣言した。

議事の経過及びその結果を明確にするため、議長及び議事録署名人において記名押印する。

令和 6 年 3 月 12 日

議 長 (評議員会会長)

秋 山 真 弘



議事録署名人 (評 議 員)

江 幡 五 郎

印

捨印

議事録署名人 (評 議 員)

鈴 木 省 悟

